

## 幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の通学定期旅客運賃

(1) 発着区間の営業キロが1～10キロメートルまでの場合

(単位：円)

営業 キロ	1 箇月		3 箇月		6 箇月	
	現行	改定	現行	改定	現行	改定
1	2,630	2,710	7,480	7,690	14,180	14,590
2	2,630	2,710	7,480	7,690	14,180	14,590
3	2,630	2,710	7,480	7,690	14,180	14,590
4	3,240	3,330	9,250	9,510	17,520	18,020
5	3,520	3,620	10,030	10,320	18,990	19,530
6	3,800	3,910	10,840	11,150	20,530	21,120
7	4,090	4,210	11,640	11,970	22,060	22,690
8	4,500	4,630	12,810	13,180	24,270	24,960
9	4,780	4,920	13,620	14,010	25,800	26,540
10	4,910	5,050	14,010	14,410	26,550	27,310

(2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合は、当該区間の運賃計算キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の通学定期旅客運賃を適用する。